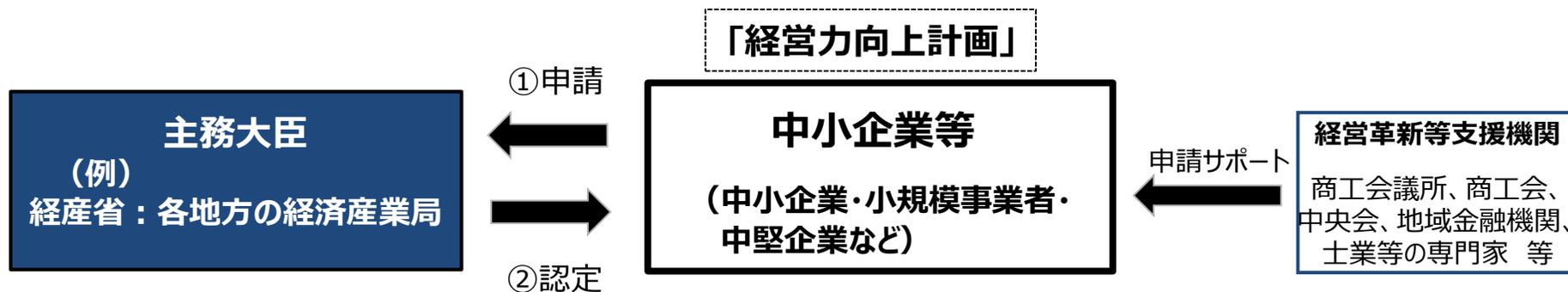


- 「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資による生産性向上など、自社の経営力を向上するために実施する計画であり、認定された事業者は、**税制措置**や政府系金融機関による**金融支援**等を受けることができます。
- 計画申請においては、経営革新等支援機関のサポートを受けることが可能です。

計画認定スキーム



支援措置

- 生産性を高めるための設備を取得した場合、中小企業経営強化税制（即時償却等）により税制面から支援
- 事業に必要な資金繰りを支援（融資・信用保証等）
- 補助金における優先採択
- 株式等取得によって事業承継を行った場合、取得価額の一定割合を準備金として損金算入
- 他者から事業承継等を行った場合、不動産の権利移転に係る登録免許税・不動産取得税を軽減

中小企業経営強化税制の延長

- 中小企業経営強化税制は、中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却及び税額控除（10%※）のいずれかの適用を認める措置。 ※資本金3,000万円超の場合は7%
- 物価高や新型コロナ禍等の中、中小企業の生産性向上やDXに資する投資を後押しするため、**中小企業経営強化税制の適用期限を2年間延長する。**（現状、令和5年3月31日までのところを令和7年3月31日まで延長。）
- ただし、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。）の用に供する資産でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除く。

改正概要

【適用期限：令和6年度末まで】

（令和5年度税制改正大綱より）

類型	要件	確認者	対象設備	その他要件
生産性向上設備 (A類型)	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	工業会等	機械装置（160万円以上）	<ul style="list-style-type: none"> ・生産等設備を構成するもの ※事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物付属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。 ・国内への投資であること ・中古資産・貸付資産でないこと等
収益力強化設備 (B類型)	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	経済産業局	工具（30万円以上） （A類型の場合、測定工具又は検査工具に限る）	
デジタル化設備 (C類型)	可視化、遠隔操作、自動制御化のいずれかに該当する設備		器具備品（30万円以上） 建物附属設備（60万円以上）	
経営資源集約化設備 (D類型)	修正ROAまたは有形固定資産回転率が一定割合以上の投資計画に係る設備		ソフトウェア（70万円以上） （A類型の場合、設備の稼働状況等に係る情報収集機能及び分析・指示機能を有するものに限る）	

※1 発電用の機械装置、建物附属設備については、発電量のうち、販売を行うことが見込まれる電気の量が占める割合が2分の1を超える発電設備等を除きます。また、発電設備等について税制措置を適用する場合は、経営力向上計画の認定申請時に報告書を提出する必要があります。

※2 医療保健業を行う事業者が取得又は製作をする器具備品（医療機器に限る）、建物附属設備を除きます。

※3 ソフトウェアについては、複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除きます。

※4 その管理のおおむね全部を他の者に委託する資産で、コインランドリー業又は暗号資産マイニング業（中小企業者等の主要な事業として行うものを除く。）の用に供するものを除きます。

※赤字は令和5年度改正による変更点